

## 平成23年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成23年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第21号 平成22年度鳥取県一般会計補正予算
- 議案第22号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
- 議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算
- 議案第24号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

- 議案第25号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
- 議案第26号 同 鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 議案第27号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第28号 同 鳥取県営林事業特別会計補正予算
- 議案第29号 同 鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算
- 議案第30号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
- 議案第31号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算
- 議案第32号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算
- 議案第33号 同 鳥取県営埋立事業会計補正予算
- 議案第34号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算
- 議案第35号 鳥取県暴力団排除条例の設定について（警察本部組織犯罪対策課）

県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団の排除に関する基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めるものである。

（概 要）

①基本理念

- ・暴力団の排除は、県民等が、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与えている存在であることを認識した上で、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本として、県、市町村、県民等その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体が相互に連携し、協力して推進することとする。

②県・県民等の責務

（県の責務）

- ・県民等の協力を得るとともに、鳥取県暴力追放運動推進センターその他の関係団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること。

（県民等の責務）

- ・県民等は、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力し、暴力団の排除に役立つと認められる情報を知ったときは、県に提供するとともに、暴力団員等から不当な要求を受けた場合には、県、鳥取県暴力追放運動推進センター等に相談するよう努めること。
- ・県民は、暴力団員等と密接に交際することや、社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めること。
- ・事業者は、その行う事業に関し、暴力団の排除に取り組みなければならないこととし、暴力団員等との一切の関係を遮断するよう努めること。

③暴力団の排除に関する基本的施策

（県の暴力団事務所に対する措置）

- ・県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設をされないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（県の事務及び事業における措置）

- ・県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団が利益を得ることがないよう、暴力団等を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとする。

(警察による保護措置)

- ・警察本部長は、暴力団の排除活動に取り組んだこと等により、暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、保護その他の必要な措置を講じるものとする。

(県民等に対する支援)

- ・県は、暴力団の排除に役立つと認められる暴力団事務所の使用差止め請求や暴力団員等による犯罪被害の損害賠償請求等の訴訟を提起する者に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

- ・県は、県内における暴力団の活動実態等について県民等に周知するほか、暴力団排除の気運を醸成するための集会を開催するなど広報及び啓発を行うものとする。

#### ④青少年の健全な育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

- ・学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館などの施設の敷地の周囲200メートルの区域内において、暴力団事務所を新たに開設し、又は運営してはならないこととし、これに違反した場合は、罰則を科すこととする。
- ・都市計画法に定める第1種低層住居専用地域等において、暴力団事務所を新たに開設し、又は運営してはならないこととする。

(青少年に対する教育等のための措置)

- ・県は、学校において、生徒又は学生が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。
- ・青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対する指導・助言など、適切な措置を講じるよう努めるものとし、県は、職員の派遣や情報の提供等の必要な支援を行うこととする。

#### ⑤不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

(不動産を譲渡しようとする者の責務)

- ・暴力団事務所として使用されることを知りながら、その不動産の譲渡や貸付けの契約をしてはならないこととし、これに違反した場合は、調査、勧告、公表の措置をとることができることとする。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

- ・暴力団事務所として使用されることを知りながら、不動産の譲渡等の契約の代理等をしてはならないこととし、これに違反した場合は、調査、勧告、公表の措置をとることができることとする。

#### ⑥暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

(暴力団の威力を利用することの禁止)

- ・事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならないこととする。

(利益の供与等の禁止)

- ・事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用する目的や暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならないこととし、これに違反した場合は、調査、勧告、公表の措置をとることができるものとする。

(取引の相手方等の確認)

- ・事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方や取引の媒介をする者等が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。

#### ⑦祭礼等からの暴力団の排除

- ・祭礼等において多数人が集合するような行事を主催する者等は、当該行事に関し、暴力団を利用等してはならないこととし、これに違反した場合は、調査、勧告、公表の措置をとることができることとする。

#### ⑧調査、勧告、公表、罰則

- ・調査、勧告、公表及び罰則については、平成23年7月1日から施行する。

[平成23年4月1日施行ほか]

### 議案第36号 鳥取県特別会計条例の一部改正について（財政課、経営支援課）

農業改良資金助成法が一部改正され、同法の規定に基づき設置している鳥取県農業改良資金助成事業特別会計が廃止されることに伴い、就農支援資金貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るとともに、農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図るため、新たに特別会計を設置するものである。

（概要）

次のとおり新たに特別会計を設置する。

名 称	設 置 目 的
鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計	就農支援資金貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図り、並びに農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図ること。

[公布施行]

### 議案第37号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課、協働連携推進課）

- ①住民生活にとって大事な分野でありながらこれまで光が十分に当てられてこなかった分野における取組を充実させるため、新たに基金を設置するものである。

名 称	設 置 目 的
鳥取県住民生活に光をそそぐ基金	DV対策等の社会的に弱い立場にある者に係る対策及び自立支援並びに知の地域づくりの取組を実施し、住民生活の向上及び地域の活性化を図ること。

- ②県民、特定非営利活動法人、事業者等の自立的活動を後押しすることにより、これらの主体がともに支え合う仕組み及び体制の拡大と定着を図るため、鳥取力創造運動推進基金の処分事由に当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときを加えるものである。

[公布施行]

### 議案第38号 鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について（税務課）

- ①自動車税の課税免除の適用を平成22年度分までとしていた構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車、運行の維持が困難な生活路線の乗合用バス等について、障がい者サービスへの影響、地域住民に必要なバスの路線数及び便数の減少等に鑑み、引き続き自動車税の課税免除の対象とするものである。
- ②過疎地域等における生活において必要な交通の確保のため、当該目的で県又は市町村が交付する補助金を受けて過疎地域等において有償で運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車を新たに自動車税の課税免除の対象に加えるものである。

[公布施行]

### **議案第39号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（人事企画課）**

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により一定の範囲の非常勤職員が育児休業等を取得できることとなったことに伴い、育児休業を取得できる非常勤職員の範囲を定める等所要の改正を行うものである。

[平成23年4月1日施行]

### **議案第40号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（人事企画課）**

業務の円滑な実施に必要な組織体制が確保された公益的法人等に職員の派遣を行わないこととするに伴い、職員を派遣することができる公益的法人等から財団法人ととりコンベンションビューロー及び社会福祉法人鳥取県厚生事業団を削除するものである。

[平成23年4月1日施行]

### **議案第41号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（業務効率推進課）**

平成23年度の組織改正に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

（概要）

- ・知事部局 10人減
- ・学校職員 28人減 ほか

[平成23年4月1日施行]

### **議案第42号 鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について**

**（業務効率推進課）**

鳥取県が出資する法人等の給与制度等については、引き続き公開し、透明性を確保することが必要であり、条例の規定及びその実施状況については、期限にかかわらず適宜必要に応じて検討を加え、その結果に基づいてその都度必要な措置を講ずることとするため、期限を定めて検討する旨の規定を廃止するものである。

[公布施行]

### **議案第43号 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について（青少年・文教課）**

「平成22年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」旨の検討規定に基づき、現行条例の規定等を検討し、現在の青少年を取り巻く環境・課題等を踏まえ、新たに2項目について措置を追加する等所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①青少年が利用する携帯電話インターネット接続役務による有害情報の閲覧防止措置を講ずること。
- ②青少年を深夜に外出させないよう努力義務を設けること。

[平成23年7月1日施行ほか]

**議案第44号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について（自治振興課）**

住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する等所要の改正を行うものである。

（概要）

①移譲済みの事務について移譲先を追加するもの

事 務	市 町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券法に基づく一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送付等</li> <li>・旅券法施行規則に基づく申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付等</li> </ul>	境港市 ※日野郡の町へは移譲済み。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付の申請の受理及び知事への送付等</li> <li>・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令に基づく居住地の変更の届出の受理及び知事への送付等</li> <li>・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づく知事が返還する被爆者健康手帳の被爆者への引渡し等</li> </ul>	東伯郡琴浦町 ※鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町へは移譲済み。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽法に基づく浄化槽の設置又は変更の届出の受理等</li> </ul>	八頭郡八頭町 ※倉吉市、岩美郡岩美町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町へは移譲済み。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法に基づく農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可等</li> </ul>	東伯郡琴浦町 ※鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町へは移譲済み。

②対象となる事務が消滅したことに伴い、移譲の対象から削除するもの

事 務	市 村
商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令の規定により処理することとされている商工会法に基づく事務（商工会に係るものに限る。）	米子市、倉吉市及び西伯郡日吉津村

③移譲事務を追加するもの

各市町村へ移譲している水道法に基づく事務について、専用水道の管理に関する技術上の業務の委託又は委託の失効の届出の受理に関する事務を加える。

[平成23年4月1日施行]

**議案第45号 鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について（福祉保健課）**

岩美郡岩美町、八頭郡智頭町、東伯郡湯梨浜町及び北栄町並びに西伯郡南部町及び伯耆町が福祉事務所を設置することに伴い、これらの地域を東部福祉事務所、中部福祉事務所及び西部福祉事務所の所管区域から除外するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

東部福祉事務所、中部福祉事務所及び西部福祉事務所の所管区域を次のとおりとする。

- ・東部福祉事務所 八頭郡若桜町及び八頭町（現行 岩美郡及び八頭郡）
- ・中部福祉事務所 東伯郡三朝町及び琴浦町（現行 東伯郡）
- ・西部福祉事務所 西伯郡大山町（現行 西伯郡南部町、伯耆町及び大山町）

[平成23年4月1日施行]

#### **議案第46号 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について（子育て支援総室）**

児童福祉施設最低基準の一部改正に伴い、認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準が改正され、保育所型認定こども園における満3歳以上の児童に対する食事の提供について外部搬入が認められることとなったことに鑑み、条例で定める保育所型認定こども園の認定基準について所要の改正を行うものである。

（概要）

保育所型認定こども園のうち、満3歳未満の子どもの保育を行うもの以外のものの施設設備の基準として、当該認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができることを加える。

[公布施行]

#### **議案第47号 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部改正について**

（循環型社会推進課）

美しく快適で安全な生活環境を保全するという目的をより効果的に達成できるようにするため、この条例について引き続き定期的な見直しを行うよう所要の改正を行うものである。

（概要）

平成25年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

[公布施行]

#### **議案第48号 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）**

国が認定する無害化処理施設に係る実証試験を行う施設（以下「無害化処理実証試験施設」という。）の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、無害化処理実証試験施設の設置を行う前に条例手続を行うことを義務付ける等所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①無害化処理実証試験施設の設置を行う前に条例手続を行うことを義務付ける。
- ②既存の廃棄物処理施設等を承継又は更新する場合、一定の要件を満たす場合に限り、条例手続を不要とする。
- ③知事は、事業者が関係住民に対し、事業計画の周知を図るために開催する説明会の開催状況を把握するために必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせるとともに、関係市町村の職員の立会いを求めることができることとする。
- ④知事は、事業計画の周知等に関し、事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行う際、学識経験者等に協力を求めることができることとする。
- ⑤知事は、平成28年3月末を目途として、条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

[平成23年4月1日施行]

#### **議案第49号 鳥取県屋外広告物条例の一部改正について（景観まちづくり課）**

広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者の当該広告物等の除却義務違反に係る罰則の対象となる行為について見直しを行う等所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者が、当該広告物の表示若しくは当該掲出物件の設置が必要でなくなったときに、遅滞なく当該広告物等を除却しない場合については、これに対する必要な措置の命令に違反した者を罰則の対象とする。
- ②良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、継続的な取組が必要であることから、条例の失効期限を廃止する。

[平成23年4月1日施行ほか]

## 議案第50号 鳥取県景観形成条例の一部改正について（景観まちづくり課）

景観法の規定による景観計画区域内における届出行為について、適切な時期に巡視活動を行うため、当該届出をした者に当該行為の完了の届出を義務づけるとともに、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現に向けて継続的な取組が必要であることから、条例の失効期限を廃止する等所要の改正を行うものである。

[平成23年4月1日施行ほか]

## 議案第51号 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について（くらしの安心推進課）

犬、ねこ等を譲渡することができる対象となる者について明確化するとともに、動物の飼育の適正の確保、動物による事故発生の予防、県が収容した動物の譲渡の促進などを継続して行う必要があるため、条例の失効期限を廃止する等所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①知事が引き取った犬、ねこ等を譲渡することができる対象として、これらを適正に飼育できると認められる者に譲渡することを目的として飼育する者も含まれることを明らかにする。
- ②条例の失効期限を平成23年5月31日とする規定を削る。

[公布施行]

## 議案第52号 消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について（消費生活センター）

消費生活に係る苦情の増加等の県内の消費者を取り巻く環境の変化に対応した施策を推進するため、消費生活について専門的な知識等を有する者等と連携を図り必要に応じてその人材を有効に活用するとともに、引き続き消費生活の安定及び向上を図り消費者の自立を支援するため、条例の失効期限を廃止する等所要の改正を行うものである。

[公布施行]

## 議案第53号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（産業振興総室）

厳しい経済環境の中で、県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業の助成に係る要件を緩和する期間を延長するものである。

（概要）

製造業を営む県内の中小企業者が県内に工場等の新設又は増設を行う事業に係る知事の認定を受ける場合の要件を緩和する期間は、平成22年2月1日から平成25年3月31日まで（現行 平成23年3月31日まで）とする。

区 分	通常要件（第2条）	緩和後要件（第2条の2）
投資額	1億円超	3,000万円超
新規雇用労働者数	10人以上	3人以上

[公布施行]



#### **議案第54号 鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部改正について（産業振興総室）**

経済の国際化が加速し、国際競争が激化する中で、知的財産の戦略的な活用による国際競争力の強化を図り、もって県内産業の活性化を図るため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ① 県の知的財産の創造等に関する政策の目標に、知的財産の創造等に向けた支援の実施により、本県の産業活動の国際競争力の強化を促進し、もって本県産業の成長発展及び活力ある地域社会の実現を図ることを加える。
- ② 県の取組として、本県産業の国際競争力の強化のために産学金官で連携して実施する次に掲げる事業の実施を加える。
  - ア 環境・エネルギー分野等の本県が産業の創出を図る分野における知的財産の活用の促進
  - イ 事業者の知的財産を活用した国際的な事業展開の支援
- ③ 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- ④ 知事は平成27年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

[公布施行]

#### **議案第55号 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について（森林・林業総室）**

間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、健全な森林の育成及び資源の有効利用を図るため、この条例に基づいて行われる間伐材搬出促進事業を継続することに伴い、条例の失効期限を平成25年3月31日（現行 平成23年3月31日）まで延長するものである。

[公布施行]

#### **議案第56号 鳥取県林地開発条例の一部改正について（森林・林業総室）**

開発行為に伴う災害の防止及び開発行為の適正な実施を図り、森林の有する公益的機能を維持するため、引き続きこの条例による許可、指導監督及び事務手続を行うよう条例の失効期限を廃止するものである。

[公布施行]

議案第57号 鳥取県港湾管理条例の一部改正について（空港港湾課）

鳥取港ポートパークの一層の利用の促進を図るため、使用料の額の見直しを行うとともに、同一の大きさの係留施設等における船舶間の使用料の額の差を解消するため、使用料の区分を改めるものである。なお、一部の使用料について所要の経過措置を講ずるものとする。

（概要）

岸壁及び物揚場						
鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合						
改正後			改正前			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	
	1隻につき1日	820円	長さが10メートル未満の船舶に係留するとき	1隻につき1日	1,500円	
	1隻につき1月	8,200円		1隻につき1月	15,000円	
	1隻につき1年	82,000円		1隻につき1年	150,000円	
	1隻につき1年		82,000円	長さが10メートル以上の船舶に係留するとき	1隻につき1日	1,800円
					1隻につき1月	18,000円
					1隻につき1年	180,000円
ポートパーク						
鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧橋を使用する場合						
改正後			改正前			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	
長さが8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	6,500円	長さが6メートル未満の船舶に係留する場合	1隻につき1月	8,000円	
	1区画につき1年	65,000円		1隻につき1年	80,000円	
長さが8メートル以上の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	8,200円	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶に係留する場合	1隻につき1月	12,000円	
	1区画につき1年	82,000円		1隻につき1年	120,000円	
	1区画につき1月	8,200円	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶に係留する場合	1隻につき1月	15,000円	
	1区画につき1年	82,000円		1隻につき1年	150,000円	
	1区画につき1月	8,200円	長さが10メートル以上の船舶に係留する場合	1隻につき1月	18,000円	
	1区画につき1年	82,000円		1隻につき1年	180,000円	
鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋を使用する場合						
改正後			改正前			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	
長さが6メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	7,400円	長さが6メートル未満の船舶に係留する場合	1隻につき1月	8,400円	
	1区画につき1年	74,000円		1隻につき1年	84,000円	
長さが6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	9,900円	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶に係留する場合	1隻につき1月	12,500円	
	1区画につき1年	99,000円		1隻につき1年	125,000円	
	1区画につき1月	9,900円	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶に係留する場合	1隻につき1月	15,700円	
	1区画につき1年	99,000円		1隻につき1年	157,000円	
	1区画につき1月	9,900円	長さが10メートル以上の船舶に係留する場合	1隻につき1月	18,800円	
	1区画につき1年	99,000円		1隻につき1年	188,000円	
鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設を使用する場合						
改正後			改正前			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	
長さが6メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月	3,700円	長さが6メートル未満の船舶を保管する場合	1隻につき1月	4,200円	
	1区画につき1年	37,000円		1隻につき1年	42,000円	
長さが6メートル以上8メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月	5,000円	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を保管する場合	1隻につき1月	6,250円	
	1区画につき1年	50,000円		1隻につき1年	62,500円	
長さが8メートル以上の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月	6,300円	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を保管する場合	1隻につき1月	7,850円	
	1区画につき1年	63,000円		1隻につき1年	78,500円	
	1区画につき1月	6,300円	長さが10メートル以上の船舶を保管する場合	1隻につき1月	9,400円	
	1区画につき1年	63,000円		1隻につき1年	94,000円	

[平成23年5月1日施行]

## 議案第58号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課）

受益と負担の公平確保を図るため、これまで手数料を徴収していなかった各種手数料を新たに徴収するとともに、既存の手数料の額を見直す等所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設定

区 分	単 位	金 額
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく事務		
熱回収施設設置者の認定	1 件につき	33,000 円
熱回収施設設置者の認定の更新	1 件につき	20,000 円
建築士法に基づく建築士免許に係る手数料		
2 級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付	1 件につき	5,900 円

引上げ

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
建築士法に基づく建築士免許に係る手数料			
2 級建築士又は木造建築士の登録	1 件につき	18,000 円	19,200 円

[平成 23 年 4 月 1 日施行]

## 議案第59号 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

（人権教育課）

市町村が処理する鳥取県進学奨励資金に関する事務については、概ね終了したことに伴い、鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務から、当該資金に関する事務を除くものである。

[平成 23 年 4 月 1 日施行]

## 議案第60号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について（企業局経営企画課）

電力の需給事情の変化、地球温暖化対策の推進が必要とされている現状等を踏まえ、企業局が行う電気事業に係る経営の基本について見直すとともに、新たに設置する発電施設の名称等について定めるほか、工業用水道の給水料金の算定に用いる「超過使用水量」の定義を見直す等所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ① 電気事業は、産業基盤の強化及び地球温暖化対策の推進を図るため、水力、風力等の再生可能エネルギーの利活用により、電力の供給を能率的かつ経済的に行うことを経営の基本とする。
- ② 電気事業の用に供するため新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法を次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
袋川発電所	1,100キロワット	卸売

- ③ 超過使用水量は、基本使用水量を1日にわたり平均して使用した場合の単位時間当たりの水量（特定使用水量の承認がなされている場合には、当該単位時間当たりの水量に当該特定使用水量を当該使用の対象となる時間にわたり平均して使用した場合の単位時間当たりの特定使用水量を加えた水量）を超えて使用した単位時間における当該超過に係る水量について、企業管理規程の定めるところにより算定した水量とする。

[平成 23 年 4 月 1 日施行ほか]

**議案第61号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）**

看護師、医療技術員等の増員を行い、診療機能の充実強化を図るため、病院局の職員の定数を改めるものである。

（概要）

現行 1,001人 → 改正後 1,049人（+48人）

[平成23年4月1日施行]

**議案第62号 工事請負契約（鳥取県庁舎耐震補強整備業務）の締結についての議決の一部変更について（営繕課）**

本庁舎外壁の改修方法の変更及び不測の地中障害物の撤去処分により、請負代金が増になることに伴い、請負代金の変更を行う。

契約金額：2,268,000,000円 → 2,447,550,000円（179,550,000円の増）

**議案第63号 財産を無償で貸し付けること（田園町下水道用地）について（財源確保推進課）**

相手方：鳥取市  
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量	摘要
鳥取市田園町二丁目219番2	土地	51.19㎡	田園町下水道用地

貸付期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

無償貸付理由：下水道用地かつ地元の生活道路として良好な管理を行わせるため、引き続き鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。

**議案第64号 財産を無償で貸し付けること（弓浜がすり伝承館）について（市場開拓課）**

相手方：鳥取県弓浜緋協同組合  
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量	摘要
境港市麦垣町字蔵本灘86番2	土地	2,764.26㎡	弓浜がすり伝承館
	建物	523.28㎡	

貸付期間：平成23年4月1日から平成25年10月31日まで

無償貸付理由：伝統技術の伝承及び後継者の育成を図り、伝統的工芸品である弓浜緋の産地維持に資するため、引き続き鳥取県弓浜緋協同組合に無償で貸し付けようとするものである。

**議案第65号 財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について（文化財課）**

史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、公有化年次計画に基づき、本年度中に追加して用地を取得するものである。

（変更の概要）

相手方：変更前 鳥取市個人 ほか29名

↓

変更後 鳥取市個人 ほか30名

譲渡財産：下表のとおり

変更前				変更後			
所在地	種類	数量	取得予定価格	所在地	種類	数量	取得予定価格
鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか41筆	土地	46,395.58㎡	603,616,190円	鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか42筆	土地	46,742.58㎡	614,199,690円

## 議案第66号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（森林・林業総室）

和解の相手方：智頭町 企業

和解の要旨：県は、林道工事の完成後、これまで使用し続けたパイプの資材代及び使用料等として、損害賠償金 234,980 円を和解の相手方に支払う。

概要：・平成 15 年度に発注した林道工事で仮設置した相手方所有の排水用パイプ（延長 54m）において、県が当該林道工事完了後においても適切な対応を怠ったまま使用し続けていた。  
・平成 22 年 4 月に相手方から返却を求められたが、パイプが劣化し返還困難でもあることから、県がパイプの資材代及びこれまでの使用料等を支払うことで和解しようとするものである。

## 議案第67号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：兵庫県美方郡香美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 400,000 円を和解の相手方に支払う。

医療過誤の概要：平成 22 年 4 月 23 日、鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し慢性右上顎洞炎の治療として右上顎洞根本手術を行った際に体内に留置したガーゼ 2 枚の内の 1 枚が、その後抜去されることなく遺残していたものである。

## 議案第68号 不当利得の返還に係る和解について（河川課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、河川維持修繕工事に係る不当利得の返還として、200,000 円を和解の相手方に支払う。

概要：・県は、平成 21 年度の工事で発生した残土について、水抜きのため和解の相手方が管理する民有地に仮置きし、河川維持修繕工事で処分することとした。当該工事の請負者は、土量検測のための成形作業を行ったが、県監督員が和解の相手方が同地内に置いていた販売用の耕作土も県の仮置き土と誤認して指示したため、双方が混合し、分離不能な状態となった。  
・これにより県が得た耕作土は、不当利得として和解の相手方に返還する義務があるため、耕作土の価格と同等の金額を支払うことで和解するものである。

## 議案第69号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

（農地・水保全課）

- ①平成 23 年度から地域ため池総合整備事業が実施されることに伴い、土地改良法の規定に基づき、関係市町村から負担金を徴収するものである。
- ②平成 23 年度から大井手地区において基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農業用水再編対策事業が実施されることに伴い、関係市町村である鳥取市からの負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）

事業区分	負担すべき額
基幹水利施設ストックマネジメント事業（大井手地区）	工事費の 100 分の 15 に相当する額
地域ため池総合整備事業	工事費の 100 分の 14 に相当する額
農業用水再編対策事業（大井手地区）	工事費の 100 分の 15 に相当する額

## **議案第70号 公の施設の指定管理者の指定（とっとりバイオフロンティア）について（産業振興総室）**

とっとりバイオフロンティアの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：財団法人鳥取県産業振興機構

指定の期間：平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

## **議案第71号 包括外部監査契約の締結について（行政監察課）**

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約の始期：平成23年4月7日

契約金額：8,900,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：山崎 安造 税理士

## **議案第72号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）**

平成23年度の地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・個人県民税に係る適用下限額の引下げによる寄附金税額控除の拡大
- ・利子、配当等に係る軽減税率の適用期限を平成25年12月31日まで延長
- ・不申告等に関する過料の引上げ、新設
- ・三世代以上の親族が居住する床面積240平方メートルを超える住宅等に対する不動産取得税の減免等の適用期間を平成26年3月31日まで延長する。

[平成23年4月1日施行ほか]

## **議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正について（人事企画課）**

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告」を踏まえ、研究職給料表等の改正を行うものである。

（概要）

### ①研究職給料表等の改定

- ・試験研究又は調査研究業務に従事する職員の職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮して研究職給料表を見直すとともに、職位と職務の級の位置付けを明確にするため、研究職給料表級別標準職務表を改定する。

### ②義務教育等教員特別手当の上限額の引下げ

- ・現行 月額11,700円 → 改正後 月額8,000円

[平成23年4月1日施行]

## **議案第74号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（人事企画課）**

職員の勤務の特殊性を考慮し、困難折衝等業務手当の支給対象となる業務として、次の業務を追加するものである。

- ・勤務公署以外の場所において、公用の携帯電話等を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談、通報への対応等の業務

[平成23年4月1日施行ほか]

# 報 告 事 項

## 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

### (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年12月24日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 260,930 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 10 月 29 日、和解の相手方が、一般県道八坂鳥取停車場線を小型乗用自動車  
で走行中、沿道のビルの駐車場に進入しようとした際、歩道から浮き上がっていたイ  
ンターロッキングブロックに接触し、同車両が破損したものである。

### (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年12月24日専決）（道路企画課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 244,858 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 11 月 16 日、和解の相手方が、一般国道 313 号を小型乗用自動車  
で走行中、街路灯から落下してきたガラスカバーに当たり、同車両が破損したものである。

### (3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年12月24日専決） （人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟  
費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

### (4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年12月24日専決） （人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟  
費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

### (5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成22年12月24日専決） （人権教育課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 684,338 円について、平成 23 年 2 月か  
ら全額返還するまで毎月 20,000 円ずつ県に支払うこと。

### (6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成22年12月24日専決） （人権教育課）

和解の相手方：米子市 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 706,550 円について、平成 23  
年 2 月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

**(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年12月24日専決)**

(人権教育課)

和解の相手方：湯梨浜町 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 616,272 円について、平成 23 年 2 月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

**(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年12月24日専決)**

(人権教育課)

和解の相手方：八頭町 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 242,979 円について、平成 23 年 2 月から全額返還するまで毎月 5,000 円ずつ県に支払うこと。

**(9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年12月24日専決)**

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 396,066 円について、平成 23 年 2 月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

**(10) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年12月24日専決)**

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 295,844 円について、平成 23 年 2 月から全額返還するまで毎月 3,000 円ずつ県に支払うこと。

**(11) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成22年12月27日専決)**

(住宅政策課)

相手方：県営住宅手間第1団地 入居者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

**(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年1月6日専決) (県土総務課)**

和解の相手方：東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 533,560 円 (県過失 10 割) を支払うものとする。

事故の概要：平成 22 年 12 月 7 日、西部総合事務所の職員が、公務のため、賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽乗用自動車を運転中、下り坂で減速するためにギアのシフトダウンをしたところ、路面の積雪によりスリップして、道路脇に同車両を落下させ破損したものである。



**(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年1月13日専決）（文化政策課）**

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 119,925 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 11 月 5 日、文化政策課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方確認に気をとられ前方確認が不十分となり、前方に駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、相手方の車両が破損したものである。

**(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年1月13日専決）（住宅政策課）**

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 161,480 円（県過失 10 割（平成 22 年 2 月発生分は 8 割））を和解の相手方に支払う。

事故の概要：県営住宅清谷団地の空部屋において、台所流し台の蛇口が老朽化により破損したため、平成 22 年 1 月から平成 22 年 2 月にかけて漏水が発生し、過大な上下水道使用料が和解の相手方に請求され、和解の相手方がこれを支払ったものである。

**(15) 工事請負契約（県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区））の締結についての議決の一部変更について（平成23年1月18日専決）（教育環境課）**

損傷が著しい既存側溝の更新により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

（変更内容）

・契約金額：現行 1,262,227,050 円 → 変更後 1,262,935,800 円（708,750 円の増）

**(16) 工事請負契約（県立米子工業高等学校改築工事（建築B・D工区））の締結についての議決の一部変更について（平成23年1月18日専決）（教育環境課）**

非常口のより安全性の高い仕様への変更等により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

（変更内容）

・契約金額：現行 1,325,718,450 円 → 変更後 1,327,938,150 円（2,219,700 円の増）

**(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年1月21日専決）（警察本部会計課）**

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 109,720 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 3 月 31 日、八橋警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、対向車線にはみ出したため、対向車線を走行中の和解の相手方が運転する普通貨物自動車に衝突し、和解の相手方が負傷したものである。

**(18) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年1月21日専決）（警察本部会計課）**

和解の相手方：岡山市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 549,520 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 10 月 11 日、倉吉警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、駐車場内で方向転換をする際、車幅感覚を誤り、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

**(19) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年1月21日専決）（警察本部会計課）**

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 119,061 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 10 月 9 日、県警察本部警備部警備第一課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点を右折する際、安全確認が不十分であったため、横断歩道を歩行中の和解の相手方と接触し、和解の相手方が負傷したものである。

**報告第 2 号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業振興総室）**

地方独立行政法人法第 54 条第 2 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

平成 23 年 1 月 1 日現在 46 人

**報告第 3 号 長期継続契約の締結状況について**

件数	新規	22 件	変更	1 件
----	----	------	----	-----